

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日、  
当日の翌日  
は、その翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 保険医療機関の指定  
保険医の登録(二件)
- 国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの
- 結核予防法による医療機関の指定
- 解除予定の保安林
- 漁業災害補償法による漁獲共済に係る区分の設定の一部改正
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 土地改良事業計画の適否の決定(三件)
- 開発行為に関する工事の完了(三件)
- ◇ 公 告 示 風俗営業等取締法による聴聞  
行政書士試験の合格者
- 二級建築士試験の合格者

## 告 示

### 鳥取県告示第九百三十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十年十月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
那岐診療所	八頭郡智頭町大字大脊 二〇の九	昭和五十年十月二十五日
大津医院	倉吉市福吉町一三八九の五	二十六日
篠原医院	日野郡溝口町長山一五二の一	十五日
谷口歯科医院	鳥取市立川町五丁目一四一の二	十六日
下村歯科医院	日野郡溝口町溝口 六九五番地の一	三日

### 鳥取県告示第九百三十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局

の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十年十月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
金 藤 英 二	鳥医第二、〇一一号	昭和五十年十月六日
柳 楽 泰 子	第二、〇二二号	"
入 江 秀 樹	第二、〇二三号	"
堀 田 る み 子	第二、〇一四号	"
福 森 豊 和	第二、〇一五号	"
吹 野 治	第二、〇一六号	"
池 淵 滋 雄	第二、〇一七号	"
後 藤 等	第二、〇一八号	"
後 藤 和 子	第二、〇一九号	"
影 浦 加 代 子	第二、〇二〇号	"
豊 福 照 子	第二、〇二一号	"
野 坂 康 雄	第二、〇二二号	"

中 村 和 夫	第二、〇二三号	"
村 脇 義 和	第二、〇二四号	"
		七日

鳥取県告示第九百三十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十年十月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
横 川 和	鳥医第三三四号	昭和五十年十月十四日

鳥取県告示第九百三十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国医第一、〇一二号	柳 楽 泰 子	昭和五十年十月六日
〃 第二、〇一三号	入 江 秀 樹	〃
〃 第二、〇一四号	堀 田 る み 子	〃
〃 第二、〇一五号	福 森 豊 和	〃
〃 第二、〇一六号	吹 野 治	〃
〃 第二、〇一七号	池 淵 滋 雄	〃
〃 第二、〇一八号	後 藤 等	〃
〃 第二、〇一九号	後 藤 和 子	〃
〃 第二、〇二〇号	影 浦 加 代 子	〃
〃 第二、〇二一号	豊 福 照 子	〃
〃 第二、〇二二号	野 坂 康 雄	〃
〃 第二、〇二三号	中 村 和 夫	〃
〃 第二、〇二四号	村 脇 義 和	七日
鳥国医第 三三四号	横 川 和	十四日

鳥取県告示第九百三十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十年十月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和五十年九月二十三日	藤 田 葉 局	岩美郡岩美町浦富字竹下一〇三〇一八

鳥取県告示第九百三十六号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十年十月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
米子市西福原字堀川尻乙一五三七の一から一五三七の九まで
- 二 保安林として指定された目的  
潮害の防備
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

鳥取県告示第九百三十七号

昭和四十九年十月鳥取県告示第九百四十五号(漁業災害補償法による漁獲共済に係る区域及び区分の設定について)の一部を次のように改正する。

昭和五十年十月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第二号の表中

賀露〃	網代〃	1 中型いかつり漁業
賀露〃	網代港〃	2 しいらつけ漁業(鳥取県規則第四十六号)第八条じ。又は、とびうおまき
		3 沖合底びき網漁業と中型
		1 中型いかつり漁業
		2 しいらつけ漁業(鳥取県規則第四十六号)第八条じ。又は、とびうおまき
		3 沖合底びき網漁業と中型

海面漁業調整規則(昭和四十年九月鳥取第九号のしいらつけ漁業をいう。以下同網漁業  
いかつり漁業を合した漁業  
いかつり漁業を合した漁業

を

賀露〃	網代〃	賀露〃	網代港〃
賀露〃	網代港〃	賀露〃	網代港〃

1 沖合底びき網漁業	1 沖合底びき網漁業
2 中型いかつり漁業	2 中型いかつり漁業
3 しいらつけ漁業(鳥取県海面漁業調整規則(昭和四十年九月鳥取県規則第四十六号)第八条第九号のしいらつけ漁業をいう。以下同じ)又は、とびうおまき網漁業	3 沖合底びき網漁業と中型いかつり漁業を合した漁業
4 沖合底びき網漁業と中型いかつり漁業を合した漁業	

に改め

鳥取県告示第九百三十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、大原土地改良区の定款の変更を昭和五十年十月二十一日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十年十月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百三十九号

昭和五十年九月二十九日付で若土地改良区から申請のあつた土地改良(若土地区農道舗装)事業については、審査の結果その計画を適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第七項に

おいて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年十月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市鴨河内九八三―二番地

若土土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第九百四十号**

昭和五十年九月二十七日付けで西伯町から申請のあつた土地改良（西伯地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年十月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第九百四十一号**

昭和五十年九月十二日付けで大山町から申請のあつた土地改良（前地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年十月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第九百四十二号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十年十月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十七年一月二十五日 鳥取県指令受都計第八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市両三柳字大沢十六

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市吉方温泉一丁目五六一

株式会社日本海リツチランド

代表取締役 吉岡利固

**鳥取県告示第九百四十三号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十年十月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十年五月十九日 鳥取県指令受米土維第二百六十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市両三柳字大沢二十

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市両三柳五七五 宮原春江

**鳥取県告示第九百四十四号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十年十月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十年八月二十九日 鳥取県指令受米土維第三百九十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市西福原字大沢五

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市角盤町二丁目三十

名神観光開発株式会社

代表取締役 西田三郎

**公安委員会告示**

**鳥取県公安委員会告示第四十六号**

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第百二十二号）第五条第一項の規

定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、回法回条第二項の規定により告示する。

昭和50年10月二十八日

鳥取県公安委員会委員長 手嶋 義之

一 聴聞の期日及び場所

昭和50年十一月六日午後一時から

鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会委員室(県庁七階)

二 聴聞当事者の住所及び氏名

鳥取市行徳二六五番地の三 金本芳子こと

朴 慶粉

東伯郡三朝町大字赤松八六番地 中田一久

公 告

昭和50年10月14日に実施した昭和50年度鳥取県行政書士試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和50年10月28日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

松下 昭宣 相見 順介 浅中 修次 谷本 修一 芥木 正一  
佐々木健雄 長栄善二郎 永井 郁男

昭和50年7月26日及び9月21日に実施した二級建築士試験の合格者は、次のとおりである。

昭和50年10月28日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

見生 利信	岸本 修	磯尾佐武郎	西畑 秀信	村上 捷年
伊藤 洋子	藤田 昭芳	狩野 和由	山下 一敏	山内 清
岡本 正彦	研谷 文範	西川洋志郎	三好 紀子	森里 賢治
西垣 勇信	竹本 節弘	田中 進	坂本 雅知	今島 博子
森木 保子	山本 芥	清水 和則	日下部 茂	早田 照彦
大藤 康子	竹内 賢次	米山 敏	尾崎真知子	辻 泰文
菟尾 周治	木下 雅文	福田 長	葉狩 芳夫	服部 彰彦
松本 功一	谷川 俊則	中村 徹	宮本 正	矢田 克重
石原さつき	木地谷和夫	小椋 守	小谷 博志	宍山 秀男
坂本 恭夫	有富 春男	小椋 京次	小椋真美江	河本 敏行
石田智恵美	佐々木康則	岸田 四郎	伊藤 一穂	西村 邦雄
矢田 純一	吉村 誠	河本 孝男	小椋 和美	坂本 清人
中本 利昭	遠藤 勇人	柿本 正則	横山 悟	渡辺 繁美
門脇 俊史	高塚 進	木下 広行	木下 幸生	長谷川義昌
野口 一郎	江原 恭二	松本 勇	安部 四郎	勝中 俊夫
村上キクエ	加藤 健一	石倉 千尋	河村 孝	井上 義道
福本 和男	土井 勝郎	田子 一誠	塩谷 保雄	渡辺 山本
門脇 豊	堀部 哲彦	桑原 広博	鷺見 誠	山本 和子
福山 教巳	堀尾 嵩	北野 博	杉島 篤美	豊

大西	史郎	門脇	和義	渡辺	等	鳥飼	忠司	小坂登志夫
池内	康展	林	義人	中山	照邦	佐竹	久司	大坪
小原	悟	尾崎	嘉治	和田	昭	山本	昌晴	岩本
浜口	利博	小原	昭市	野坂	弘	小林盛雄	純一	勝美
村上	健	原田	幸正	竹尾	晃	浜田		一正
								久正
								福島

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所

鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月五百円(送料を含む。)